

## 青森県担い手育成総合支援協議会規約

平成17年 4月27日制定

平成30年 3月29日最終改正

(名称)

第1条 この協議会は、青森県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）という。

(目的)

第2条 県協議会は、本県の地域農業の担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営並びに将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる集落営農をいう。以下同じ。）の育成を図るため、総合的な支援事業を展開し、もって本県農業の維持・発展に資すること及び耕作放棄地の再生利用を目的とする。

(事務所)

第3条 県協議会は、事務所を公益社団法人あおもり農林業支援センターに置く。

(事業)

第4条 県協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 担い手育成支援に関すること。
- (2) 地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域協議会」という。）が実施する担い手育成・確保のための支援を達成するために必要なこと。
- (3) 収入減少影響緩和対策交付金に係る積立金の管理を行うこと。
- (4) 耕作放棄地再生利用に関すること。
- (5) 農業経営法人化等への支援に関すること。

2 県協議会は、前項第1号に関する事業の一部を第5条の会員（青森県を除く。）及び地域協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき青森県知事の承認を受けたものをいう。）又はその会員に委託して実施することができるものとする。

3 県協議会は、第1項第4号に関する事業の一部を第5条の会員（青森県を除く。）及び地域協議会（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知）第1の3の(1)の規定に基づき県協議会長の承認を受けたものをいう。）又はその会員に委託して実施することができるものとする。

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 青森県
- (2) 一般社団法人青森県農業会議
- (3) 青森県農業協同組合中央会
- (4) 公益社団法人あおもり農林業支援センター

- (5) 青森県農業法人協会
- (6) 青森県集落営農ネットワーク協議会  
(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく第17条の事務局にその旨を届け出なければならない。

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、公益社団法人あおもり農林業支援センター理事長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、青森県農林水産部長の職にある者をもって充てる。

4 監事は、一般社団法人青森県農業会議業務部法人・経営担当部長並びに青森県農業協同組合中央会農業支援部農業支援課長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理し、会長が欠けたときはその仕事を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告すること。
- (2) 監査の結果、不正などの報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、1年とし、第21条に定める事業年度の終了により満了する。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その仕事は満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその仕事を行うものとする。

(役員の仕事)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総会の種別等)

第11条 県協議会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が行う。会長が総会に出席できない場合は、あらかじめ会長が指名した者がこれを行う。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催するものとし、緊急を要するときは書面により開催することができる。

- (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求が

あったとき。

(2) 第8条第3項第2号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第4条の事業の実施に関すること。

(5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに公益社団法人あおもり農林業支援センターに到着しないときは、無効とする。

3 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成し、第3条の事務所に備え付けてお

かなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び当該総会に出席した会員名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

(事務局)

第18条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を公益社団法人あおもり農林業支援センターに置く。

2 事務局長は、公益社団法人あおもり農林業支援センター事務局長の職にある者をもって充てる。事務局長は県協議会の庶務を総括し、処理する。

(業務の執行)

第19条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程等による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他総会において特に必要と認めた事項

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 県協議会は、第3条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収支及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第21条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第22条 県協議会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国及び県の交付金並びに補助金等
- (2) その他の収入

(経費の取扱い)

第23条 県協議会の経費の取扱方法は、交付要綱、交付規則、業務方法書(第4条第1項第4号の事業に限る。)及び、県協議会会計処理規程による。

(事業計画及び収支予算)

第24条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、通常総会の前に次の各号に掲げる関係書類を監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第3条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第26条 会長は、水田・畑作経営所得安定対策実施要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱等に基づき、関係書類を国及び県に提出しなければならない。

(届出)

第27条 この規約及び第19条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は遅滞なく青森県知事に届けなければならない。また、耕作放棄地再生利用に関する変更の場合は、東北農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第28条 第4条第1項第4号の事業が終了した場合、及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国及び県の交付金等並びに補助金等の実施要綱等に基づき、適正に処分するものとする。

(雑則)

第29条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成17年4月27日から施行する。
- 2 平成17年度の事業計画及び予算の議決については、第13条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 平成17年度の会計年度については、第20条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 平成17年 8月10日一部改正。
- 5 平成18年 4月27日一部改正。
- 6 平成18年12月 5日一部改正。
- 7 この規約は、平成19年4月1日から施行する。但し、第4条第1項第4号は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第13条第1項第4号の規定による農林水産大臣の指定があったときから施行する。
- 8 平成20年 7月14日一部改正。
- 9 平成20年11月17日一部改正。
- 10 平成21年 1月30日一部改正。
- 11 平成21年 5月28日一部改正。
- 12 平成21年 6月29日一部改正。
- 13 平成21年 8月 6日一部改正。
- 14 平成22年 3月26日一部改正。
- 15 平成22年 7月30日一部改正。
- 16 平成23年 7月13日一部改正。
- 17 平成24年 3月23日一部改正。
- 18 平成26年 7月25日一部改正。
- 19 平成28年 8月 1日一部改正。
- 20 平成30年 3月29日一部改正。  
この改正は、平成30年 4月 1日から施行する。